

フランスにおける障害のある子どもの中高等教育の現状と展望 — 権利擁護官 (Le Défenseur des droits) によるアンケート調査結果を中心に —

棟方 哲弥*・田中 良広**
(*企画部) (**教育支援部)

要旨: フランス権利擁護官は全国自立連帯金庫 (CNSA) の援助を受けて国民教育省と共同で2010年から2011年にかけて「前期中高等教育における障害のある生徒の通常教育の場における就学に関するアンケート調査」を実施した。この調査は2008年から2009年にかけて行われた初等教育段階を対象とした調査 (HALDE, 2009a) を補完するために行われたものであった。これらの調査は、フランス2005年2月11日法の教育に関する規定により、障害のある場合を含めて全ての子どもは居住地に最も近い通常学校に学籍を設けることになったことを受けて、その進捗状況の把握と今後の課題を検討するために行われたものであった。主な結果は以下のとおりであった。すなわち、調査に回答した学校長の96%は同法の意図を明確に認識し、障害のある生徒の保護者の95%が障害のある子どもを通常教育の場に就学させることに賛同し、調査に回答した通常学級に就学している障害のある生徒本人のうち74%は通常学級以外の就学を望んでいなかった。また、障害のある生徒の保護者の86%と本人の83%は就学形態にある程度満足していたが、34%の保護者は教材の配慮等が十分でない、28%の保護者は教育方法の配慮が十分でないなどと回答した (権利擁護官, 2011)。

見出し語: フランス、障害のある子ども、中等教育、権利擁護官、現状と展望

I. はじめに

フランス権利擁護官 (Défenseur des droits) は2008年7月にフランス共和国憲法の改正 (2008年7月23日憲法関連法第2008-724号) を基に新たに設けられた独立行政機関 (AAI: Autorité administrative indépendante) である。それまで国民の権利擁護機関であった共和国オンブズマン (Médiateur de la République)、子ども擁護官 (Défenseur des enfants)、高等差別禁止平等機関 (HALDE: Haute Autorité de lutte contre les discriminations et pour l'égalité)、そして、安全保障関連職業倫理国家委員会 (CNDS: Commission nationale de déontologie de la sécurité) を廃止し、その機能を引き継ぐことが2011年3月29日組織法第2011-333号で規定されている。

本稿で紹介する調査の実施時期に、このような組織改編が行われたことから、本稿で紹介する調査は当時のHALDEが実施した部分 (2011年2月に第1001198号としてHALDEが報告) に、権利擁護官による保護者へのアンケート調査部分を充実させた部分 (2011年8月に同じく第1001198号として権利擁護

官が報告) の両方となる。

ところで、今回の調査に先立ち、2008年11月に、初等教育段階を対象に同様の調査が行われている (HALDE, 2009a)。著者らは、このときの内容について当時のHALDEの勧告と合わせて、その結果を報告 (棟方・金子・田中, 2011) した。今回の調査は、前回の調査を補完するものとなる (権利擁護官, 2011)。

この2つの調査の背景にはフランスのインクルーシブな教育への転換政策がある。フランスでは、国連障害者権利条約の批准に向けた準備と、同国で2002年から重点政策となった障害者の社会参加に向けた準備が進められた。これらの結果、教育分野では2005年2月11日法により、2008年の教育法典 (Code de l'éducation) の改正がなされた。すなわち「全ての障害のある子どもは、居住地に最も近い通常学校に学籍を登録する (教育法典L.112-1)」ことになったのである。なお、フランスは2010年2月18日に障害者権利条約と選択議定書を合わせて批准している。

その意味で、今回報告する調査はインクルーシブな教育への政策の転換による学校教育の現状と課題

を示すものと考えられる。実際の調査は民間の調査会社であるCSA研究所が行っているが、権利擁護官が全国自立連帯金庫（CNSA）の援助を受けて国民教育省との協力のもとで実施したものである。

II. 前期中等教育における障害のある生徒の通常教育の場における就学に関するアンケート調査結果

以下に、権利擁護官（2011）による総括的な報告書に従って内容を紹介する。この報告は全てが文章で記述されていることに加えて、調査事項の全ての選択肢の内容が示されていない。このため、これを補完するための情報として、関連する項目のグラフ等はHALDE（2011）の報告を参考にした。

1. 調査方法

本調査は2010年12月から2011年4月にかけて実施されたものであり、次の3つの部分で構成された。

第1部：全国の前期中等教育学校（COLLÈGE）の学校長300人を標本とした質問。標本は割当て抽出法により、母集団の公立学校／私立学校、地域、集落の大きさ、インクルージョンのための教育ユニット（ULIS: UNITÉS LOCALISÉES POUR L'INCLUSION SCOLAIRE, 以下ULIS）の有無の割合に合わせて抽出された。対象となった学校長は2010年12月15日から20日の間に電話で質問を受けた。

第2部：第1部の標本である300の前期中等教育学校に通う障害のある生徒へ、インターネット上の自己記入式アンケートシステムによる調査とした。2011年2月7日から20日に実施された。その後の2011年4月にも再度実施した。348人の生徒が回答した。

第3部：第1部の標本である300の前期中等教育学校に通う障害のある生徒の保護者へ、紙媒体のアンケート用紙の自己記入式の調査とした。3月15日から4月18日に実施され、412人の保護者が回答した。

2. 主な調査結果

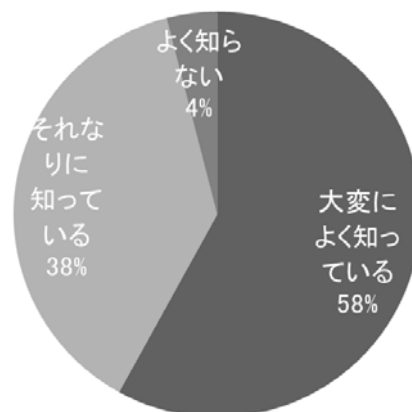
調査対象となった学校長の90%が障害のある生徒もしくは健康問題を抱える子どもの現実的な就学問題に直面していた。その一方、生徒自身は、自分が障害や健康問題があるという強い自覚は感じていなかった。

学校は平均で9人の障害のある生徒を受け入れており、22%の学校でULISに在籍し、16%の学校でSEGPA（Sections d'enseignement général et professionnel adapté：適応教育及び職業教育部門）の3つに在籍し、82%の学校では通常学級に在籍していた。この3つのユニット等に在籍する平均の生徒数はそれぞれ3人、2人、5人であった。

1) 権利についての知識

障害のある生徒の保護者のうち76%が、子どもの就学について自分たちの権利と責任を明確に理解していたが、18%は理解が曖昧だった。

法律の規定について「よく知らない」とする学校長は4%のみ（図1）であった。

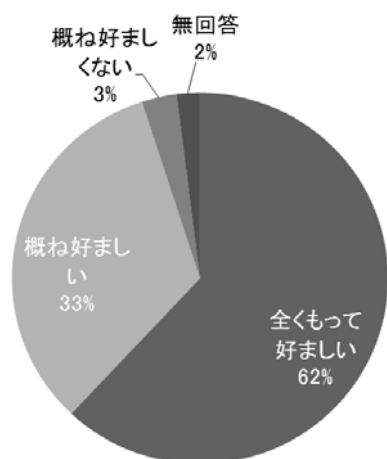


「知っている」と「それなりに知っている」の合計:96%

図1 法律の規定についてよく知っているという意識（学校長）

2) 障害のある生徒が通常教育の場に就学する原則への賛同

調査を受けた学校長のうち、この原則の賛同者は95%にのぼり、62%は「全くもって好ましい」と表明していた（図2）。



「全くもって好ましい」と「概ね好ましい」の合計:95%

図2 就学原則についての賛同（学校長）

また、調査対象となった障害のある生徒の保護者のうち、95%が障害や健康問題のある子どもを通常の教育の場に就学させる機会を、できるだけ多く持たせることに賛同していた。さらに、調査対象となった通常の教育の場に就学している障害のある生徒の74%は、それ以外の形態の就学を望んでおらず、生徒の92%は、通常学校に就学すること大切であると考えていた。

3) 就学の形態

障害のある生徒の保護者の86%が子どもの就学の形態について満足だと回答していた。その一方で、36%が子どもを受け入れている学校が居住地から最も近い学校でないことを遺憾としていた。

障害のある生徒のうち83%が自分の就学の受け入れ状態について、ある程度満足していると回答しており、14%は不満であると回答した。

4) 実施された支援の内容

障害のある生徒を受け入れるにあたり学校長は特別な手段を講ずることができる。これについて、73%の学校長は一人または複数の個別対応学校生活支援員（AVS-i）あるいは集団対応学校生活支援員（AVS-co）を利用していた。65%は「ニーズに対応させた教育実践のためのツール」を保有しており、61%が「どのような障害があっても、その種類に関係なく、全ての生徒が学校の建物内を行き来できる」と

回答した。

障害のある生徒の保護者の48%は教員にある程度よく支援されていると感じていた。32%はとてもよく支援されている、15%はあまり支援されていないと回答していた。その一方で、保護者の6%は教師とまったく関係を持っていないとし、3%は無回答であった。

34%の保護者は子どもに合わせた教材がとても充実していると答え、46%は概ね充実していると回答したが、17%は不十分だとした。

障害のある生徒の保護者の28%は教育方法が十分に適応していないと評価していた。

また、障害のある生徒の保護者のほぼ4分の1が子どもにAVS-iの補助をもっと増やしたいと望んでいた。すなわち、AVS-iの支援を受けていた保護者は調査対象の9%で、子どもが受けている補助が不十分だと評価していた。また、15%の保護者は子どもがAVS.iの補助を受けておらず、受けさせたいと希望していた。

学校長は障害のある生徒を受け入れるにあたり、教員の専門的な研修が基本的には好ましいとしながらも、実際に学校でそれを要請したのは54%にとどまっていた。18%はこういった養成を優先課題と考え、67%は重要だが優先課題ではないとした。

5) 校舎のアクセシビリティ

調査された学校長のうち16%は障害のある生徒の受け入れを断った、あるいは制限した経験があった。特に校舎のアクセシビリティの問題が原因であり、拒否理由の38%を占めていた（図3）。

6) 課程進級・進学

障害のある生徒の保護者の63%は初等教育学校から中等教育学校への進級は容易だったと評価した。また、35%は困難だったとし、なかでも7%は非常に困難だったと回答していた。

障害のある生徒の過半数は、学校の授業に適應することは、他の生徒に比べて明らかに難しいと感じていた。68%は授業を受けて理解することについて、他の生徒より苦勞していると考え、66%は家での宿題が難しいと考えていた。

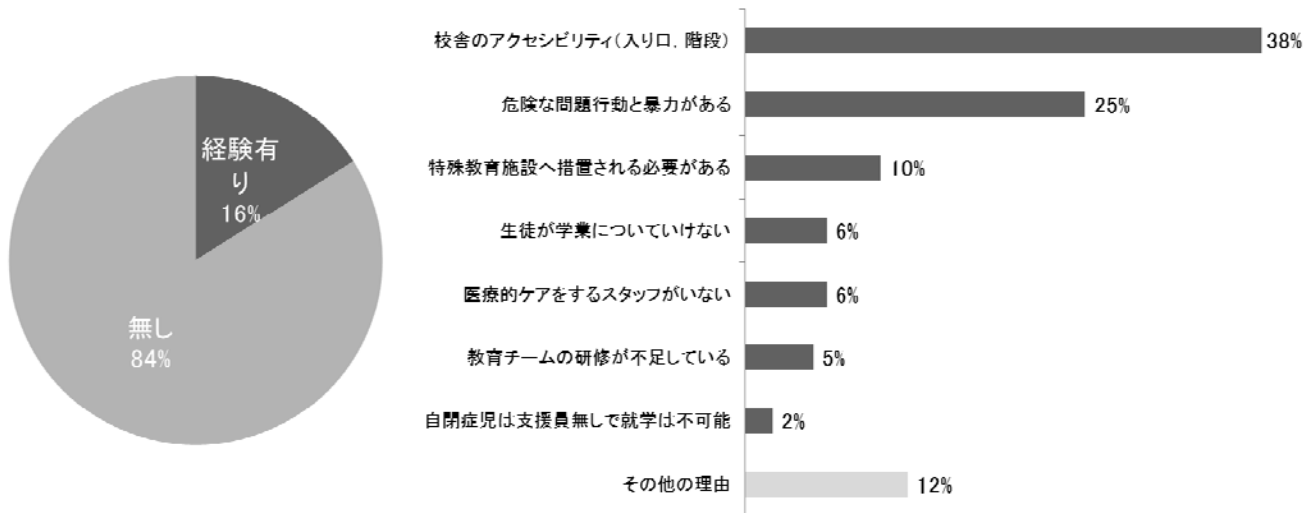


図3 就学を拒否あるいは制限した経験とその理由（学校長）

障害のある生徒の約3分の1が体育の授業(37%)あるいは友達を作る(32%)のが最も難しいと強調していた。また、企業での研修も難しい要素とされていた(30%が「最も困難」と回答)。この他19%が「校外学習(sorties de classe)」が難しいとし、13%が通学と校舎移動が困難だと考えていた。

障害のある生徒の76%はクラスメートによく受け入れられていると感じ、19%はあまり受け入れられ

ていないと感じていた(5%が無回答)。84%が担任によく受け入れて支援されていると感じ、12%は受け入れてくれないと感じていた(図4)。

7) 将来への期待

全般的な傾向として、障害のある生徒は、今年度の成績(78%)、あるいは進級について(70%)など、自分の近い将来について、やや楽観的であった。彼

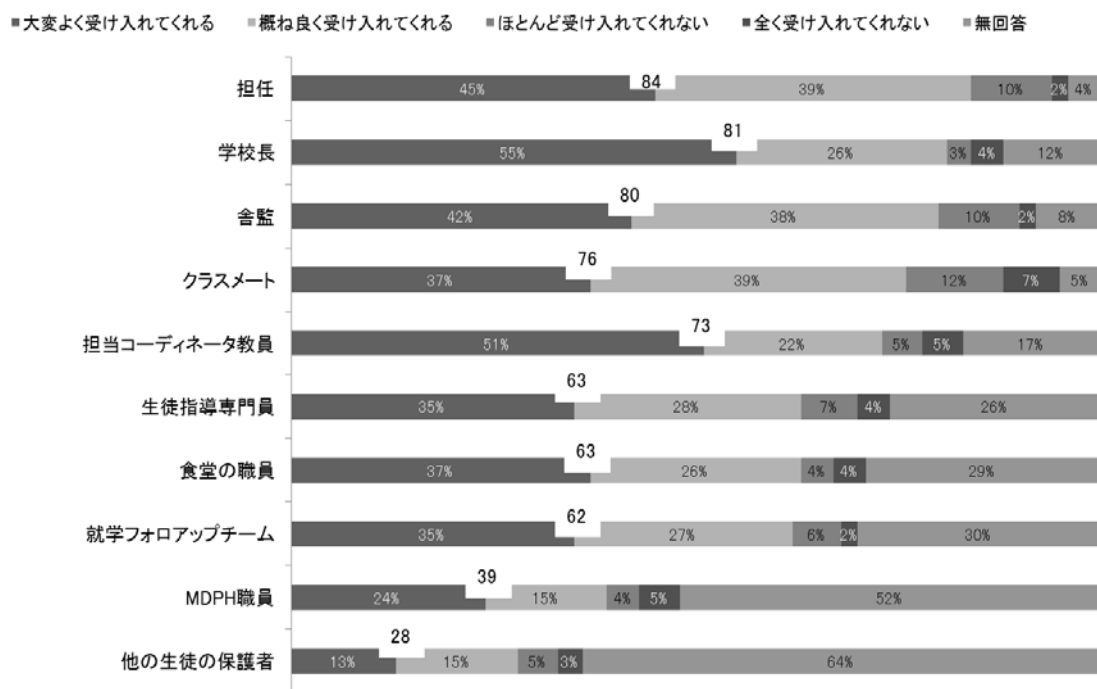


図4 障害のある生徒自身による、学校教員、友人などの受け入れや支援についての印象

らの保護者も同様であり、76%が成績について、67%が最終学年で研修先が「見つかる」のではないかと楽観視していた。

長期的な将来に関しては、より問題が大きいと考えられていた。すなわち、最終学年を終える頃に企業で研修を見つけられるだろうと答えたのは生徒の58%であり、後期中等学校への進学を楽観的に考えていたのは49%であった。子どもが自分に合った職を何か見つけられるだろうと考える保護者は58%、中学を卒業後、自分に合う進学を選択できるだろうと考えていた保護者は51%であった。

障害のある生徒の保護者のうち84%は高校に進学して子どもに勉強を続けてほしいと希望している一方で、10%の保護者はそう望んではおらず、6%が無回答であった。保護者が学業の継続を望んでいる場合、50%は職業高校を優先したいと考え、39%は普通高校、9%は技術高校に進学させたいと考えていた。

8) 調査のまとめ

(1) 共通する成果

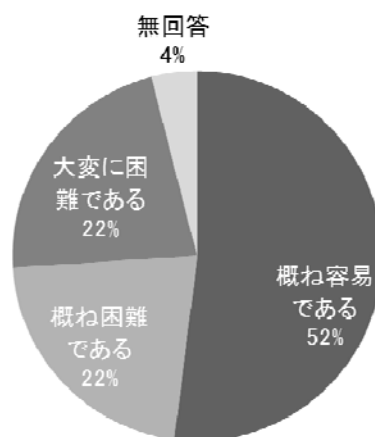
- ・法律によって求められた通常の教育の場への就学権利は、親、子ども、学校関係者から原則的に多くの支持を得ていたこと。
- ・学校長の多くが、総合的に見て、自校では障害を持つ生徒の就学がうまく機能していると感じていたこと。
- ・障害のある生徒と保護者ともに、その就学について、どちらかといえば満足を表明していたこと。

(2) 現状の弱点や今後の課題

- ・障害のある生徒の就学問題に直面したことがない学校長は、とりわけ就学に対する懸念を抱いていた。障害のある生徒の受け入れが困難であると考えている割合も少なくなかった(図5)。また、受け入れた学校も含め、具体的な問題点が挙げられた(図6)。
- ・対象者全てが補助員などの付き添いや支援の必要性を表明していた。

これについて、1つには、生徒たちは勉強が進む中、困難を感じている。それは共通基礎学力(socle commun des connaissances et de compétences)と授業

「大変に困難である」と「概ね困難である」の合計:52%



「概ね容易である」とした回答:52%

図5 障害のある生徒を受け入れたことのない学校長の受け入れに対する印象

の理解についての問題であった。

他方では、支援を受けている生徒の9%とその親が、個別対応学校生活支援員(AVS-i)から、いっそうの人的支援を受けたいと希望していた。そして、実際にAVS-iの補助を受けていない生徒の親のうち15%が、それを受けたいと望んでいた。この支援員の必要性は学校長からも表明されていた。

学校関係者の養成を念頭におくこと、そしてこれを組織することが非常に重要である。実際、学校長は、教育に関わるチーム向けの養成講座を持ちたいと望んでいた。

権利擁護官は、収集された数量的データベースをもとに、生徒、保護者、教育関係者とのインタビューで得られたデータを活用し、この研究の継続を検討している(権利擁護官, 2011)。

III. 現状の課題と今後の展望

今回の調査の対象は「通常教育の場(milieu ordinaire)」であり、調査の対象として書かれていたように「通常学級」、「特別なユニット(ULIS)」、「適応教育及び職業教育部門(SEGPA)」の3つであったが、実際には、このほかに厚生省系の教育機関が存在する。

国民教育省の評価・予測・実績局(DEPP: Direction

de l'évaluation, de la prospective et de la performance) の統計によれば2011年現在で79,778人、障害のある子ども全体の28%が受け入れられており (DEPP, 2012), 障害が重度の子どもの教育の現状を把握するための調査が待たれる。

これらに加えて、前回の調査の後には、政府、国、県、国民教育省などへの勧告 (HALDE, 2009b) が行われていることは、既に述べたが、現時点では、公開されている情報を調べた限りにおいて、本件に関する権利擁護官からの勧告等を見つけることはできなかった。

注：本稿で紹介した調査結果の訳出と掲載については、権利擁護官から了承を得ている。

引用文献

Défenseur des droits (権利擁護官) (2011). *Sondage sur la scolarisation en milieu ordinaire des enfants en situation de handicap au college, N°1001198, Août 2011.*

DEPP (2012). *Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche - Statistiques - publications annuelles Édition - 2012, Ministère de l'éducation nationale (p.29).*

HALDE (2009a). *Sondage sur la scolarisation en milieu ordinaire des enfants en situation de handicap dans les établissements du premier degré, N°0801046, Janvier 2009.*

HALDE (2009b). *Délibération relative à la scolarisation des enfants handicapés n°2009-102.*

HALDE (2011). *Sondage sur la scolarisation en milieu ordinaire des enfants en situation de handicap au college, N°1001198, Février 2011.*

棟方哲弥・金子 健・田中良広 (2011). フランスにおける障害のある子どもの就学の現状と展望：高等差別禁止平等機関 (HALDE) による勧告 Délibération relative à la scolarisation des enfants handicapés n°2009-102の日本語翻訳を中心に. *世界の特別支援教育*, 25, 57-70.